

自動車税

環境性能割

納める人

自動車を取得した人(ただし、ローンで購入した自動車で売主がその所有権を留保しているときは買主)

納める額

取得した自動車の環境性能に応じて、自動車の取得価額の1、2、3%(営業用は最大2%)

- 電気自動車等の一定の自動車は非課税となります。

乗用車の場合

区 分		税 率	
		自家用	営業用
電気自動車等		非課税	非課税
ガソリン車	令和12年度基準95%達成 (注1)		
LPG車	令和12年度基準90%達成 (注1)	1%	0.5%
クリーンディーゼル車	令和12年度基準85%達成 (注1)		
ハイブリッド車	令和12年度基準80%達成 (注1)	2%	1%
	令和12年度基準75%達成 (注1)		
上記以外又は令和2年度基準未達成		3%	2%

(注1) H30 排出ガス基準から窒素酸化物等 50%低減(★★★★)又は H17 排出ガス基準から窒素酸化物等 75%低減(★★★★)に限ります。

免税

取得したときの「取得のために通常要する価額」が50万円以下のとき。

免除

心身に障害がある人などの移動のために使用すると認められる自動車で、障害の程度等一定の条件を満たす場合は、申請により免除されます。

申告と納税

自動車を取得した人が、運輸支局に登録申請をする際、自動車税事務所に申告し、納めることになっています。

その他

- 収入額の40.85%が県内の市町に交付されます。
- 令和元(2019)年10月1日から新設されました。

特例措置

以下の特例措置があります。

- バリアフリー性能の優れた自動車の取得に係る自動車税(環境性能割)の課税標準の特例措置
- 先進安全自動車(ASV)の取得に係る自動車税(環境性能割)の課税標準の特例措置

種別割

納める人

自動車の所有者（ただし、ローンで購入した自動車で売主がその所有権を留保しているときは買主）

納める額

主なものは次のとおりです。

区 分		税 率			
		自 家 用		営 業 用	
		令和元年9月30日 以前初回新規登録	令和元年10月1日 以後初回新規登録		
乗 用 車	総排気量 1ℓ以下(電気自動車を含む)	29,500円	25,000円	7,500円	
	〃 1ℓ超 1.5ℓ以下	34,500円	30,500円	8,500円	
	〃 1.5ℓ超 2ℓ以下	39,500円	36,000円	9,500円	
	〃 2ℓ超 2.5ℓ以下	45,000円	43,500円	13,800円	
	〃 2.5ℓ超 3ℓ以下	51,000円	50,000円	15,700円	
	〃 3ℓ超 3.5ℓ以下	58,000円	57,000円	17,900円	
	〃 3.5ℓ超 4ℓ以下	66,500円	65,500円	20,500円	
ト ラ ック	貨客兼用車 (最大積載量 1トン以下)	総排気量 1ℓ以下	13,200円		10,200円
		〃 1ℓ超 1.5ℓ以下	14,300円		11,200円
		〃 1.5ℓ超	16,000円		12,800円
	最大積載量1トン以下		8,000円		6,500円
	〃 1トン超2トン以下		11,500円		9,000円
	〃 2トン超3トン以下		16,000円		12,000円
	〃 3トン超4トン以下		20,500円		15,000円
バス	乗車定員30人以下	33,000円		12,000円	

※バスの営業用については、一般乗合用の税率

減免

- 心身に障害がある人などの移動のために使用すると認められる自動車で、障害の程度等一定の条件を満たす場合は、申請により減免されます。
- 申請の際には、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかと運転免許証等の提示が必要です。

申告と納税

- 自動車税事務所から送付される納税通知書により毎年4月1日現在の所有者が5月末日までに納めることになっています。
- 4月1日以後に新しく自動車を購入するなど年度の途中で納税の義務が発生した場合は、運輸支局に登録申請をする際、自動車税事務所に申告し、月割による額を納めることになっています。
※4月1日現在の所有者は、その自動車が抹消登録されない限り、1年分の納税義務を負うことになります。

お願い

次のような場合には、自動車税事務所にその旨を申告するほか、運輸支局で登録の手続きをしてください。

- 登録を受けていない自動車の使用を開始する場合 …………… 新規登録
- 自動車を下取りに出したり、他の人に譲った場合 …………… 移転登録
- 自動車を解体したり、使用しなくなった場合 …………… 抹消登録
- 自動車を持っている人の住所などが変わった場合 …………… 変更登録

これらの手続きを忘れると、自動車税(種別割)の納税通知書が届かなかったり、譲渡・解体したはずの自動車についても自動車税(種別割)が課税されることがありますので、注意してください。

自動車税(種別割)・個人の事業税の納税は便利な口座振替で(詳しくはP39参照)

その他

● 令和元(2019)年10月1日以後、従来の自動車税は「自動車税(種別割)」となりました。

自動車税のグリーン化特例

電気自動車等の一定の環境負荷の小さい自動車は初回新規登録の翌年度の1年間に限り自動車税(種別割)の税率を軽減し、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は自動車税(種別割)の税率を重くするしくみ(いわゆる「自動車税のグリーン化特例」)が導入されています。

- 令和7(2025)年度に税率が軽減される自動車(軽課)
 令和6(2024)年度に初回新規登録された次の自動車
 (軽課期間は、初回新規登録の翌年度の1年間)

対 象 自 動 車		軽減率
自家用 営業用	電気自動車(燃料電池自動車を含む)、プラグインハイブリッド自動車	概ね 75% 軽減
	天然ガス自動車(平成30年排出ガス基準適合又は、平成21年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx(窒素酸化物)10%以上低減)	
営業用 のみ	ガソリン・LPG 乗用車 「低排出ガス車☆☆☆☆」かつ「令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準達成車」	ディーゼル乗用車 「平成30年又は平成21年排出ガス基準適合」かつ「令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準達成車」
	ガソリン・LPG 乗用車 「低排出ガス車☆☆☆☆」かつ「令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成車」	ディーゼル乗用車 「平成30年又は平成21年排出ガス基準適合」かつ「令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成車」

※「低排出ガス車☆☆☆☆」:低排出ガス車の認定を受けた自動車で、「平成30年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx 等50%以上低減達成」又は、「平成17年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx 等75%以上低減達成」した自動車です。

※自動車の燃費基準達成状況は、自動車検査証の備考欄より確認できます。

※車種ごとの燃費一覧等は、国土交通省のホームページでご覧になれます。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha mn10 000002.html>



- 税率が重くなる自動車(重課)

初回新規登録から一定年数(ガソリン車・LPG 車は13年、ディーゼル車は11年)を経過した自動車については、次のとおり自動車税(種別割)の税率が重くなります。

令和7(2025)年度に重課される自動車

対 象 自 動 車	重 課 率
平成24(2012)年3月31日以前に初回新規登録されたガソリン車又はLPG車	概ね15%重課 (注)
平成26(2014)年3月31日以前に初回新規登録されたディーゼル車	

(注) バス、トラック、特種用途自動車(キャンピング車除く)について、重課率は概ね10%となります。

※電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、ガソリンプラグインハイブリッド自動車、一般乗合用バス、被けん引車は、重課の対象から除かれます。

※重課対象となった自動車の税率は、抹消登録されるまで適用されます。

自動車税(種別割)Q&A

Q1 使用していない自動車(種別割)の納税通知書が届いたのですが、どうしてですか？

A1 車検が切れたまま放置している自動車や、壊れて動かなくなった自動車でも抹消登録をしない限り自動車税(種別割)が課税されますので、自動車税(種別割)の納税通知書が送付されます。
この場合、速やかに運輸支局で抹消登録の手続きを行ってください。
抹消登録を行えば、抹消登録した月の翌月から月割で自動車税(種別割)が減額(還付)されます。

Q2 車検を受けたいが、自動車税(種別割)納税証明書が手元にありません。どうしたらよいですか。

A2 平成27(2015)年4月から自動車税納付確認システムが稼働し、県と運輸支局のシステムが連携しているため、車検の時点で未納がなければ、証明書の提示を省略することができます。ただし、納付後すぐ車検を受ける場合は、自動車税事務所または最寄りの県税事務所で、自動車税(種別割)納税証明書の再交付を受けてください。

とちまる JNKS(栃木県自動車税納税確認システム)では Web サイト上で納税確認することができます。証明書交付の際は、交付請求者の身分証明書(運転免許証等)の提示が必要となります。

なお、代理人が請求する場合は、委任状または車検証(コピー可)の他、代理人の身分証明書(運転免許証等)の提示が必要となります。

車検に必要な自動車税(種別割)納税証明書の交付手数料は無料です。

とちまる JNKS(栃木県自動車税納税確認システム)

<https://cartax.pref.tochigi.lg.jp/>



Q3 自動車税(種別割)の納税通知書が届かないのですがどうしたらよいですか。

A3 車検証の住所と現在の住所が異なっているため届かないことが考えられます。

自動車税事務所または最寄りの県税事務所まで御連絡ください。

引越などで住所が変更となった場合、住民票を移しただけでは、納税通知書の宛先は変更になりません。運輸支局で車検証の住所変更登録が必要です。

なお、住所変更後、事情により早急に運輸支局で手続きできない場合は、栃木県ホームページ「自動車税(種別割)住所変更届」(電子申請・様式ダウンロード)で納税通知書の宛先を変更することができます。

ただし、これにより宛先を変更した場合でも、運輸支局での住所変更登録手続は必要となります。

登録手続きに関するお問い合わせ先(音声ガイダンス)

- ・栃木運輸支局(宇都宮ナンバー、那須ナンバー)……050-5540-2019
- ・佐野自動車検査登録事務所(とちぎナンバー)……050-5540-2020

Q4 自動車税(種別割)が前年度より高額になっていますが、どうしてですか？

A4 次の二つの場合が考えられます。

まず一つめは、地球温暖化防止及び大気汚染防止の観点から、初回新規登録から一定の年数(ガソリン車・LPG車は13年、ディーゼル車は11年)を経過した環境負荷の大きい自動車については、税率が重く(重課)なる「自動車税のグリーン化特例」が導入されており、今年度からこの対象となったためです(重課対象となった自動車の税率は、抹消登録されるまで適用されます。)

二つめは、「自動車税のグリーン化特例」による軽課措置(Q5参照)の対象ではなくなったためです。グリーン化特例の詳細については、P32を参照してください。

Q5 「自動車税のグリーン化特例」で自動車税(種別割)の軽減対象となる自動車を購入しましたが、何か手続が必要ですか。

A5 「自動車税のグリーン化特例」を受けるにあたっては、特別な手続は必要ありません。
自動車税(種別割)納税通知書を送付するときには、既に軽減した税率で送付しています。
「自動車税のグリーン化特例」による軽減は初回新規登録をした年度の翌年度1年限りです。